

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年1月30日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|------------------|-----------|------------|
| 豊田 俊郎 | 豊翔会 | 令和7年11月25日 |